

市税に係る減免措置調査票

		所属名	健康局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ○固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	府歯科医師会館	
	(該当条例等)	条例	
		第 4 条 の 3 第 29 号 ○規則	
② 財政支援の必要性		(1)政策目的 保健衛生施策の推進。 医道の高揚、歯学の進歩発展と公衆歯科衛生の普及を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、各種事業を受託及び各種審議会等への委員の派遣等の協力をいただいている。 (2)支援の必要性(理由) 歯科衛生士専門学校、障害者歯科診療所、休日・夜間緊急歯科診療所等に利用しており、地域医療に大きく貢献するとともに、大阪市の保健衛生及び福祉事業等の推進に大きく寄与していただいていることから、公益性が非常に高いと考える。 公衆衛生の向上及び社会福祉の増進に寄与するための事業を実施しており、これらの事業は収益が見込めない事業である。 【休日緊急歯科診療】 日曜、祝日及び年末年始の診療 (平成21～23年度 平均患者数 2, 379人) 【夜間緊急歯科診療】 全国の歯科医師会で初めて毎日、夜9時から翌朝3時までの体制で診療 (平成21～23年度 平均患者数 5, 596人) (参考) 地方税法 (固定資産税の非課税の範囲) 第三百四十八条 2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。 九の二 医療法第三十一条の公的医療機関の開設者、医療法人(政令で定めるものに限る。)、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものに限る。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産 十二 公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの	
③	②で財政支援の必要性があったとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	有	・ 無
④	③で「有」とした場合、その理由		